

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、休日にあつたときは、翌日発行)

目 次

◇告 示 昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算

昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算等

公有水面の埋立ての免許

土地改良事業計画の適否の決定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第九百五十二号

昭和五十四年九月十日専決処分した昭和五十四年度鳥取県一般会計補正

予算は、次のとおりである。

昭和五十四年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和54年度鳥取県一般会計補正予算

昭和54年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,545,413千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		千円 70,684,625	千円 158,842	千円 70,843,467
	3 委託金	590,994	158,842	749,836
歳 入 合 計		202,386,571	158,842	202,545,413

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 9,196,831	千円 158,842	千円 9,355,673
	5 選挙費	110,831	158,842	269,173
歳 出 合 計		202,386,571	158,842	202,545,413

鳥取県告示第九百五十三号

昭和五十四年十月定例県議会で十月十九日議決された昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十四年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和五十四年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和五十四年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算及び昭和五十四年度鳥取県営林事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十四年十一月二日

鳥取県知事 平 林 廣 三

昭和54年度鳥取県一般会計補正予算

昭和54年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,869,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,915,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 地方交付税	1 地方交付税	56,551,446	1,289,985	57,841,431
5 分担金及び金	1 分担金	8,931,884	153,592	4,085,476
	2 負担金	1,670,040	△ 20,880	1,649,160
		2,261,844	174,472	2,436,316
6 使用料及び料	1 使用料	2,504,974	5,304	2,510,278
	2 手数料	676,063	3,652	679,715
7 国庫支出金	1 国庫負担金	70,843,467	2,004,116	72,847,583
		18,695,401	280,058	18,975,459
	2 国庫補助金	51,398,230	1,693,709	53,091,939
9 寄 附 金	8 委 託 金	749,836	30,349	780,185
		96,985	2,250	99,235
	1 寄 附 金	96,985	2,250	99,235

11 繰越金	繰越金		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	繰越金	繰越金			
	539,015	557,377	556,832	21,250	578,082
12 諸収入					
	19,372,516	96,323	556,832	21,250	578,082
5 受託事業収入	854,317	69,686			924,003
7 雑収入	1,308,980	26,637			1,335,617
13 県債					
	18,921,500	2,261,000			21,182,500
1 県債	18,921,500	2,261,000			21,182,500
歳入合計	202,545,413	6,369,947			208,915,360
歳出					
1 議会費	項		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	議会費				
	556,832	21,250	556,832	21,250	578,082
2 総務費					
	1 総務管理費		9,355,673	241,380	9,597,053
	2 企画費		6,117,998	187,269	6,305,267
	521,375	38,318			559,693

4 衛生費	市町村振興費		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	市町村振興費				
	720,853	4,008	8,113,798	26,888	8,140,686
5 選挙費	269,173	280			269,453
6 防災費	87,121	3,648			90,769
7 統計調査費	286,426	7,507			293,933
8 人事委員会費	85,095	175			85,270
9 監査委員費	83,268	175			83,443
3 民生費					
	12,275,027	99,529			12,374,556
1 社会福祉費	5,822,131	75,400			5,897,531
2 児童福祉費	3,867,407	23,441			3,890,848
3 生活保護費	2,578,894	688			2,579,582
4 衛生費					
	8,113,798	26,888			8,140,686
1 公衆衛生費	2,917,167	6,650			2,923,817
2 環境衛生費	431,723	11,999			443,722
3 保健所費	1,160,283	412			1,160,695
4 医薬費	3,604,625	7,827			3,612,452
5 労働費	1,320,017	8,394			1,328,411

6 農林水産業費	1 労働費	247,518	560	248,078
	2 職業訓練費	757,705	6,639	764,344
	4 労働委員会費	79,966	1,195	81,161
		40,159,575	1,459,764	41,619,339
7 商工費	1 農業費	11,244,531	534,777	11,779,308
	2 畜産業費	2,604,001	453,518	3,057,519
	8 農地費	16,071,840	24,721	16,096,561
	4 林業費	6,609,257	51,718	6,660,975
	5 水産業費	3,629,946	395,030	4,024,976
	1 商業費	7,379,508	29,974	7,409,482
	2 工鉱業費	8,272,710	2,251	8,274,961
	3 観光費	60,309	13	60,322
8 土木費		51,352,860	4,037,244	55,390,104
	1 土木管理費	326,823	370	326,193
9 警察費	2 道路橋りょう費	21,249,007	1,359,170	22,608,177
	3 河川海岸費	11,439,533	2,208,710	13,648,293
	4 港湾費	5,415,354	202,902	5,618,256
	5 都市計画費	10,089,960	264,592	10,354,552
	6 住宅費	2,833,133	1,500	2,834,633
		8,223,417	10,559	8,233,976
	1 警察管理費	6,941,921	8,174	6,950,095
2 警察活動費	1,281,496	2,385	1,283,881	
10 教育費		43,598,890	20,538	43,619,428
	1 教育総務費	2,777,504	400	2,777,904
	3 中学校費	8,032,784	756	8,033,540
	4 高等学校費	11,532,115	4,573	11,536,688
	5 特殊学校費	2,015,334	563	2,015,897
	6 社会教育費	1,886,210	13,146	1,899,356
	7 保健体育費	958,296	1,100	959,396
11 災害復旧費		617,691	412,163	1,029,854

歳出合計	1	農林水産施設 災害復旧費	53,176	43,821	96,997
	2	土木施設災害 復旧費	564,515	368,342	932,857
合計			202,545,413	6,369,947	208,915,360

第2表 債務負担行為補正
追加

事項	項目	期間	限度	額
西部総合事務所建設費		昭和54年度から 昭和55年度まで		千円 479,580
天災資金利子補給補助		昭和54年度から 昭和59年度まで	天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法に基づ く資金の融資総額43,800千円を限度と し、各年度の融資残高の $\frac{2,875}{100}$ に相当 する金額	

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
野菜価格 安定対策 事業補助	昭和54年 度から昭 和55年度 まで	千円 148,146	野菜価格 安定対策 事業補助	昭和54年 度から昭 和55年度 まで	千円 185,709

第3表 地方債補正

漁業経営 維持安定 資金利子 補給	昭和54年 度から昭 和61年度 まで	融資総額 820,000千円を限 度とし、各年度の 融資残高の $\frac{3.5}{100}$ に相当する金額	漁業経営 維持安定 資金利子 補給	昭和54年 度から昭 和61年度 まで	融資総額 820,000千円を限 度とし、各年度の 融資残高の $\frac{4.0}{100}$ に相当する金額
----------------------------	------------------------------	---	----------------------------	------------------------------	---

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
庁舎建設費	100,000		150,000	
環境保全費	35,000		37,000	
畜産振興費	60,000		65,000	
治山費	573,000		577,000	
林道費	284,000		268,000	
道路新設 改良費	1,205,000		1,757,000	
河川改良費	2,071,000		2,770,000	
海岸保全費	120,000		128,000	
砂防費	1,712,000		1,804,000	
港湾建設費	907,000		967,000	

街路事業費	496,000		451,000			
都市開発費	1,101,000		848,000			
公園費	333,000		438,000			
建設費	157,000		265,000			
河川費	447,000		630,000			
海岸防砂費	94,000		101,000			
防砂費	126,000		148,000			
水道費	337,000		403,000			
<p>借入年度から1年ずえ置き、27年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中</p>				<p>借入年度から1年ずえ置き、29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中</p>		
<p>道路橋りょう費</p>		<p>0</p>		<p>300,000</p>		
<p>10以内</p>		<p>証書借入れの方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額は一部翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>		<p>借入年度から1年ずえ置き、27年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中</p>		
<p>あつても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。</p>				<p>あつても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。</p>		

道路維持費	0	106,000	証書借入れ10以内又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	ない、若しくは借換えすることができるものとする。
-------	---	---------	--	--------------------------

河川総務費	0	200,000	同上	同上
直轄災害復旧	0	6,000	同上	同上
計	18,921,500	21,182,500		

昭和54年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和54年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
3	繰越金	5,000	2,999	2,999	7,999	
		1,000	2,999	2,999	7,999	

5 県 債	債		117,000	△ 4,000	113,000
	1 県 債	債			
			117,000	△ 4,000	113,000
6 国庫支出金			0	3,423	3,423
	1 国庫補助金		0	3,423	3,423
歳 入 合 計			304,434	2,422	306,856

歳 出

1 県営林事業費	6 管理事業費	歳 出 合 計	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
			280,958	2,422	283,380
			18,754	2,422	21,176
			304,434	2,422	306,856

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
県営林事業費	千円 117,000		%	千円 113,000		%
計	117,000			113,000		

昭和54年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和54年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,004千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

1 使用料及び手数料	1 使用料	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
		97,578	199	97,777
3 繰越金	1 繰越金	30,069	3,732	33,801
4 諸収入	1 雄 入	7,766	1,073	8,839
歳 入 合 計		135,463	5,004	140,467

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費	1 事業費		千円 90,483	千円 5,004	千円 95,487
			90,483	5,004	95,487
		合計	135,483	5,004	140,487

昭和54年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,120千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 41,060
	1 国庫補助金	41,060
2 繰入金		21,060

歳入	1 一般会計繰入金	金額
合計		千円 62,120

歳 出

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		千円 62,120
	1 沿岸漁業改善資金貸付費	62,120
合計		62,120

昭和54年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

- 第1条 昭和54年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和54年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

- | | | | |
|---------------|---------|----------|----------|
| (区 分) | (既決予定量) | (補正予定量) | (計) |
| (6) 主要な建設改良事業 | 0千円 | 10,000千円 | 10,000千円 |
| 緑化整備事業 | | | |

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	5,541,899千円	8,493千円	5,550,392千円
第1項 医業収益	4,973,282千円	2,700千円	4,975,982千円
第2項 医業外収益	560,006千円	5,793千円	565,799千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	5,860,574千円	3,523千円	5,864,097千円
第1項 医業費用	5,536,070千円	3,523千円	5,539,593千円
(資本的収入及び支出の補正)			
第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,529,343千円	10,000千円	2,539,343千円
第1項 出資金	299,021千円	10,000千円	309,021千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,529,343千円	10,000千円	2,539,343千円
第1項 建設改良費	210,099千円	10,000千円	220,099千円
(たな卸資産購入限度額)			
第5条 予算第9条中「1,647,709千円」を「1,650,005千円」に改める。			

鳥取県告示第九百五十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十四年十月二十九日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

網代漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

若美郡若美町大字若本字沓井屋敷一一五二番、一一五二番地一八及び一一五〇番地三地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、③の地点と④の地点を網代北防波堤燈台(北緯三五度三四分四八・五八秒東経一三四度一七三分三一・七五秒)から一〇八度三〇分六一・〇〇メートルの地点(以下「基点④」という。)から三五二度二〇分六〇・七〇メートルの地点を中心とする半径六〇・〇〇メートルの円で結んだ線、④の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑥の地点

と①の地点を結ぶ昭和五十三年秋分の日の満潮位(D・L+〇・三〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点Aから二五六度三〇分七・〇〇メートルの地点
- ②の地点 基点Aから二七一度〇〇分一五・九〇メートルの地点
- ③の地点 基点Aから二七四度〇〇分二一・五五メートルの地点
- ④の地点 基点Aから二八八度〇〇分五一・七五メートルの地点
- ⑤の地点 基点Aから二九〇度〇〇分五六・四〇メートルの地点
- ⑥の地点 基点Aから二九三度三〇分六四・四〇メートルの地点

(三) 面積
 三七一・七一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

- (一) 位置
 岩美郡岩美町大字岩本字沓井屋敷一一五二番、一一五二番地一八及び一一五〇番地三地先陸域及び公有水面
- (二) 区域
 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と⑦の地点を直線で結んだ線によつて囲まれた区域

- ⑦の地点 基点Aから一四三度三〇分四・二〇メートルの地点
- ⑧の地点 基点Aから二五六度三〇分七・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 基点Aから二三五度〇〇分九・六〇メートルの地点
- ⑩の地点 基点Aから二五九度三〇分一八・五〇メートルの地点
- ⑪の地点 基点Aから二六七度三〇分二八・九〇メートルの地点
- ⑫の地点 基点Aから二七〇度三〇分三九・五〇メートルの地点
- ⑬の地点 基点Aから二七八度三〇分四八・九〇メートルの地点

- (三) 面積
 九五一・七五平方メートル
- 五 埋立地の用途
 漁港施設用地
- ⑭の地点 基点Aから二八〇度三〇分五九・七〇メートルの地点
 - ⑮の地点 基点Aから二八〇度四〇分六七・四〇メートルの地点
 - ⑯の地点 基点Aから二九三度〇〇分六四・三〇メートルの地点
 - ⑰の地点 基点Aから二九四度〇〇分七四・二〇メートルの地点
 - ⑱の地点 基点Aから二九七度五〇分七三・九〇メートルの地点
 - ⑲の地点 基点Aから二九七度三〇分六三・九〇メートルの地点
 - ⑳の地点 基点Aから二九五度三〇分四六・二〇メートルの地点
 - ㉑の地点 基点Aから二九三度四〇分三五・三〇メートルの地点
 - ㉒の地点 基点Aから二九三度三〇分三三・〇〇メートルの地点
 - ㉓の地点 基点Aから二九一度四〇分三三・〇〇メートルの地点
 - ㉔の地点 基点Aから二九一度三〇分二八・一〇メートルの地点
 - ㉕の地点 基点Aから二九三度〇〇分二八・一〇メートルの地点
 - ㉖の地点 基点Aから二九四度一〇分一九・六〇メートルの地点
 - ㉗の地点 基点Aから三〇二度二〇分一一・二〇メートルの地点
 - ㉘の地点 基点Aから三一一度四〇分八・四〇メートルの地点
 - ㉙の地点 基点Aから四三度三〇分五・三〇メートルの地点

鳥取県告示第九百五十五号
 昭和五十四年七月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉尾

地区農道舗装と暗きよ排水を一体とした事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十一月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三期町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和五十四年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和五十四年十一月二日
鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十四年十一月七日（水） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月十円（送料を含む。）】